

# 第 254 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 7 号

令和 7 年 7 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 7 号をもって、令和 7 年 7 月 10 日（木）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 254 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 7 年 7 月 10 日（木） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	4 番 中山 峰雄	5 番 佐賀 正治
6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二	9 番 小倉 達也
10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之	13 番 福田 美保
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

## 4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 松澤 智之 主幹 吉田 貴紀

## 6. 議事録署名委員

6 番 井坂 孝雄 7 番 齋藤 務

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第27号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第29号 現況証明願の交付決定について  
議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 36 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和7年 第254回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、3番 豊崎 静代委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、6番 井坂 孝雄委員、7番 齋藤 務委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の吉田主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第17号及び第18号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>





事務局	<p>それでは、朗読いたします。          なお、当案件については事前調査を実施しております。          (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。          事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5 番 佐賀 正治	<p>それでは説明いたします。          番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 700m 南に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 160m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 3 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 530m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 4 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 240m 東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>







議長	<p>これより、議案審議に入ります。          議案審議は、一括にて行います。          番号1番及び番号2番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。          番号1番及び番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。          （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番及び番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第29号 2件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。          事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。          （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。          はじめに、番号2-1番について審議いたします。          6番 井坂 孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第13条の規定により、退席をお願いします。          ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>（6番 井坂 孝雄委員 退席）</p>

議長	<p>会議を再開いたします。 番号 2-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2-1 番は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>6 番 井坂 孝雄委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(6 番 井坂 孝雄委員 入室)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。 次に、番号 2-1 番を除く案件について、審議いたします。 番号 1-1 番、番号 3-1 番ないし番号 19-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 番、番号 3-1 番ないし番号 19-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1-1 番、番号 3-1 番ないし番号 19-1 番は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>

議長	<p>来月の総会は、8月12日（火）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、齋藤 務委員、廣瀬 栄二委員、 小倉 達也委員です。 日時は、8月1日（金）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第254回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署 名 委 員 井坂 孝雄

署 名 委 員 齋藤 務